**令和５年度素材生産・保育作業安全対策推進事業事務実施要領**

【公益社団法人　青森県林業会議】

**（趣　旨）**

第１　公益社団法人青森県林業会議（以下「林業会議」という。）が事業主体となって行う「素材生産・保育作業安全対策推進事業」において事業主、又は自伐林家・森林ボランティア（以下「自伐林家等」という。）に対する補助金の交付については、この要領の定めるところによる。

**（事業目的）**

第２　チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業において、労働者が安全に作業を行うために規定された「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月７日付け基発1207第３号、改正令和２年１月３１日付け基発０１３１第１号　厚生労働省　労働基準局安全衛生部安全課）に定める保護具等の着用を推進することにより、労働災害の未然防止に資するものとする。

**（事業内容）**

第３　事業主が被雇用常用労働者に支給する保護具等の購入、又は自伐林家等が使用する保護具等の購入について、その経費の一部を補助するものとする。

なお、常用労働者とは雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は４か月以上の雇用期間を定めて雇用されている者をいう。

**（補助対象者）**

第４　補助対象者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）に基づく認定を受けた林業事業体（森林組合を除く）の事業主とする。

なお、**「緑の雇用」事業など他の防護具等の購入支援事業と重複する申請は補助対象としない。**

自伐林家等については、自己または同一生計を営む家族が所有する森林について年間１２日以上のチェーンソーを用いた森林整備等の活動計画を有する者や森林ボランティア活動を行う者とする。

**（補助対象経費及び補助金の額）**

第５　補助対象経費は、下記の区分による。なお、区分ごとの1人当たりの補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする

**事業主及び自伐林家等が保護具等の購入に要する経費**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 仕　　　様 | 補助金の額（※２） |
| ①保護帽（ヘルメット） | 保護網及び騒音障害を防止するための保護部材が入っている製品に限る（昭和５０年厚生労働省告示第６６号適合品） | 購入に要する経費又は対象者**１人当たり15,000円**のいずれか低い額以内の額 |
| ②林業用ジャケット | 作業性が良く、視認性の高い製品に限る | 購入に要する経費又は対象者**1人当たり17,000円**のいずれか低い額以内の額 |
| ③電動ファン付き作業服 | 刈払機のハーネス（肩掛けベルト）等を装着しても電動ファンによる空気の循環が妨げられない仕組みを採用している製品 | 購入に要する経費又は対象者**1人当たり12,000円**のいずれか低い額以内の額 |
| ④防護ズボン（チャップス） | 切断防止レベルがクラス１（※１）以上の製品に限る  JIS T8125-2適合品又は同等品 | 購入に要する経費又は対象者**1人当たり15,000円**のいずれか低い額以内の額 |
| ⑤防護ブーツ | 切断防止レベルがクラス１以上の防護靴または防護長靴とする  JIS T8125-3適合品又は同等品  鉄芯入りや甲ガードのみの地下足袋型の製品や脚絆は補助対象としない | 購入に要する経費又は対象者**１人当たり10,000円**のいずれか低い額以内の額 |

※１　クラス０～３に分類される切断防止の国際基準で、クラスが高いほど切断防止機能が高い。おおよその目安として、クラス１は50ccクラスのチェーンソーをアクセル全開で丸太を切断している時のチェーンソースピードに相当する。

※２　1,000円未満端数切り捨て

**（補助金交付）**

第６　補助金の交付に関する手続きについては、以下のとおりとする。

⑴　補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする事業主、又は自伐林家等は第１号様式により林業会議へ補助金の交付申請を行うものとする。

⑵　補助金の交付決定

林業会議は申請内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、第２号様式により事業主又は自伐林家等へ通知するものとする。

なお、**交付決定前の購入経費については、補助対象としない**。

⑶　実績報告

補助金の交付決定を受けた事業主，又は自伐林家等は補助事業の完了後、第３号様式により林業会議へ実績報告をするものとする。

⑷　補助金の額の確定

林業会議は実績報告を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当であると認められる場合は補助金の額を確定し、第４号様式により事業主又は自伐林家等へ通知するものとする。

⑸　補助金の請求

補助金の確定通知を受けた事業主、又は自伐林家等は第５号様式により補助金請求書を林業会議に提出するものとする。

⑹　補助金の返還等

林業会議は事業主、又は自伐林家等から虚偽の申告等があったと認められる場合、補助金の交付を取り消し、既に支給した補助金を返還させることができる。

⑺　管理簿の記録・保管

事業主、又は自伐林家等は補助対象となる保護具等について、第６号様式により管理簿に記録し３年間保管するものとする。

附　則

１　この要領に定めていない事項については、必要に応じて、その都度会長が定めるものとする。

２　この実施要領は、令和５年５月１５日から施行する。

第１号様式

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　青森県林業会議会長　殿

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　（押印省略可）

素材生産・保育作業安全対策推進事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　金　　　　　　　　　円

２　関係書類

⑴　**別表１（申請用）**保護具等支給者名簿。事業主の場合は、雇用期間を確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書等の写し）を添付すること。

⑵　自伐林家等の場合は、⑴に加えて**別表2**（活動対象森林、作業内容、年間活動計画、安全確保のための取組内容）も添付すること。

第２号様式

青林議第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

公益社団法人青森県林業会議

会　長

素材生産・保育作業安全対策推進事業補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定しました。

記

１　補助金の交付の対象となる補助内容は、令和　　年　　月　　日付けの補助金交付申請書に記載のとおりとする。

２　補助金の額は、金　　　　　　　　　円とする。

第３号様式

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　青森県林業会議会長　殿

住　　所

名　　称

代表者氏名　（押印省略可）

素材生産・保育作業安全対策推進事業補助金実績報告書

補助金の交付決定を受けた標記事業については、完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

１　実績額

金　　　　　　　　　円

２　関係書類

⑴　**別表１（実績用）**保護具等支給者名簿

⑵　購入した保護具等の領収書（写し）　※別紙に貼付

⑶　購入した保護具等の写真　　　　　　※別紙に貼付

別　紙

（領収書写し貼付欄）

（写真貼付欄）

注）本様式以外の任意様式でも可とする。

※１　写真は保護具等の数量が判別できるように撮影すること。

※２　製品の型番等を識別できるようタグのクローズアップ写真を添付すること。

第４号様式

青林議第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　殿

公益社団法人青森県林業会議

会　長

素材生産・保育作業安全対策推進事業補助金確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで実績報告のあった標記事業については、下記のとおり補助金額を確定しました。

　つきましては、確定額を交付するので補助金請求書（第５号様式）を提出してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 確定額（交付） |
| 円 | 円 |

第５号様式

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　青森県林業会議会長　殿

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　（押印省略可）

素材生産・保育作業安全対策推進事業補助金請求書

金　　　　　　　　　　　円

交付決定通知を受けた標記事業の補助金について、上記のとおり請求します。

（振込先）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関・支店名 |  |
| 口座の種別、番号 |  |
| （ふりがな）  口座名義人（※） |  |

※　口座名義は補助金の申請者と同一であること